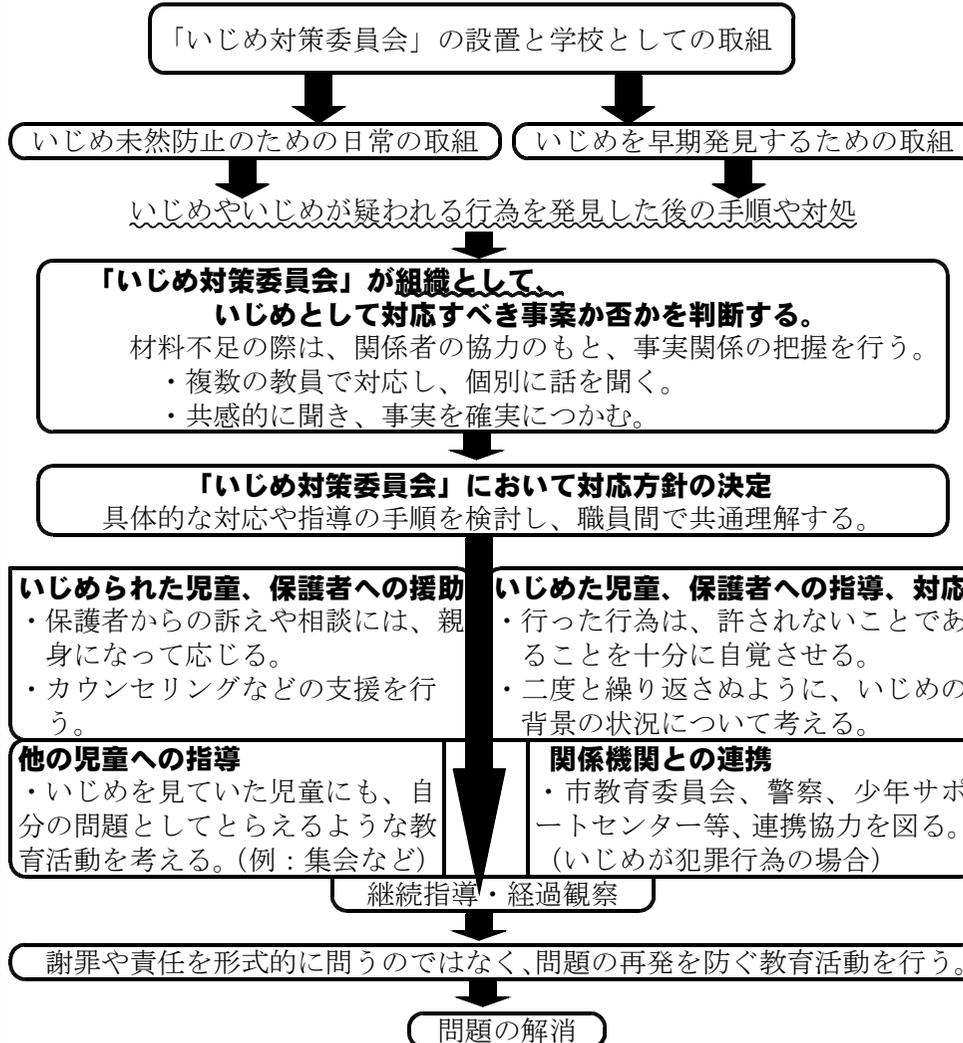


☆年度初めに、全職員で変更点がない場合でも基本方針について確認する。



★重大事態が発生した際には、市教委に報告し、可能な限り事実関係を調査し、いじめられた子や保護者に情報の提供をする。

★いじめ解消＝3ヶ月間いじめが続いていない、いじめによる苦痛がないこと。

いじめ未然防止のための日常の取組

1 心の醸成

- ・ 道徳の授業を要とし、全ての教育活動において育む。
- ・ 人権教育の推進
- ・ チクチク言葉の排除とあったか言葉の奨励
- ・ 教師自らが言語環境を整える。

2 規律をもって授業に参加

- ・ 正しい姿勢を保って授業に参加。
 - チャイム一着席
 - 正しい姿勢の徹底。
 - 学習のルールを守る。(持ち物)
 - 私語を慎む。
 - 正しい発表の仕方、聞き方。
- ・ 忘れ物をさせない指導。
 - 予定を書く。
 - 予定合わせをする。
 - 整理整頓をする。

3 基礎的な学力を身につける

- ・ わかる授業づくりを進める。
 - 教材研究を大切にする。
 - 基礎学力の定着。(朝学の活用)
 - 家庭学習の習慣の確立。
- ・ 全ての児童が参加できる授業
 - 全ての子の活躍場面の設定。

4 認められているという実感を持つ

- ・ 係や委員会活動を通じた自己有用感の醸成
- ・ 子ども同士の認め合いの機会の設定(帰りの会、行事後など)
- ・ 他人と比べず、個の成長を認める。
- ・ 人間関係プログラムの実践

いじめを早期発見するための取組

1 児童のささいな変化に気づく。

- ・ 週1回の打合せで子どもの気になるあられについて情報共有する。
- ・ 健康観察で一人一人の顔を見て、声を聞く。
- ・ 日記の活用。
- ・ 保健室の様子を聞く。
- ・ SCの活用。
(授業や休み時間の様子の観察)
- ・ 保護者から家庭での様子を聞く。
- ・ スクールガードの方から通学時の様子を聞く。
- ・ 「けんか」だと思われてもいじめの場合もあるので確認する。

2 気づいた情報を確実に共有する

- ・ 学級担任の見取りに加え、QU やアセスなどにより、客観的データから適応感を把握する。
- ・ 5、9、11、月の教育相談月間に教育相談アンケートを実施し、個の問題の把握に役立てる。
- ・ 沼津市統一の「いじめ認知調査」や学校独自のアンケート(学期1回)を行い、情報収集、共有に努め、指導にあたる。

3 情報に基づき速やかに対応する。

- ・ やつとの思いで子どもが話した内容を、後回しにしない。聞いた内容は、5W1Hにし、後で情報を共有できるようにする。

